住宅用火災警報器アンケート調査への
ご協力ありがとうございました

平成２３年１０月に実施した「住宅用火災警報器に関するアンケート」の集計が終了しました。各地区の設置率は以下のとおりです。
まだ設置されていない方は、早めの設置をお願いします。

光　市

地区別	浅江	室積 牛島	光井	島田	上島田	三井	周防	岩田	三輪	塩田	束荷
設置率 %	86.3	79.2	79.8	83.7	86.7	79.0	74.5	80.9	76.4	88.6	70.8

田布施町

地区別	麻郷	西田布施	東田布施	城南	麻里府
設置率 %	88.3	85.1	76.9	86.4	78.8

周南市（熊毛地域）

地区別	勝間	大河内	高水	三丘	八代
設置率 %	78.9	77.5	85.3	79.4	87.9

最終 平成23年11月11日

光地区消防組合の
管内全域では　82.0%

※アンケート時に、ご記入いただいた質問については、
取りまとめて回答を掲載しております。

住宅用火災警報器　Ｑ＆Ａ

Ｑ　なぜ設置が義務化されたの？

Ａ　住宅で発生した火災によって亡くなられた方の多くは、火災に気づくのが遅れたりして、避難が間に合わなかった「逃げ遅れ」によるものです。そこで、こうした「逃げ遅れ」から命を守るために設置が義務化されました。

Ｑ　アパートや借家にも必要なの？

Ａ　貸主や管理会社、借主の方で話し合って設置することが必要です。

Ｑ　罰則はあるの？

Ａ　罰則はありません。住宅用火災警報器の目的は、何よりも火災からあなたの大切な家族やご自身の命を守ることにあります。大切な家族とご自身のためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう。

Ｑ　どこで買えるの？

Ａ　お近くのホームセンターや電器店などで購入できます。ガス事業者からも購入が可能です。
　なお、価格は、メーカーや種類、機能により異なります。

Ｑ　消防署で「あっ旋」しているの？

Ａ　消防署での「あっ旋」はしておりません。購入に際しては、ＮＳマークの付いているものをお選びください。
　NSマークは日本消防検定協会が一定の技術規格（鑑定規格）を満たした消防機器に付与しているものです。

Ｑ　市町村の補助や助成はあるの？

Ａ　各市町村が実施している日常生活用具給付事業があります。対象者が制限されますので、詳しくは各市町村の担当課へお問い合わせください。

Ｑ　戸別訪問はしないの？

Ａ　平成２３年７月から、地区を選定して戸別訪問を行っています。管内の全戸を訪問するには数年かかりますが、一人でも多くの人の命を守るため、職員一丸となって取り組んでいます。

Q　なぜ寝室に義務設置なの？火事の多い台所は？

A　近年の住宅火災による死者
（放火自殺者等を除く。）
の発生状況を経過別に見ると、

逃げ遅れが最も多く、

全体の約６割を占めています。

また、死者の発生状況を時間帯別にみると、火災件数は人が起きている時間帯が多い一方で、火災死者数は就寝時間帯の方が多くなっています。
このため、必要最小限で効果の高いと考えられる場所として、寝室に設置することとされました。

台所からの出火は、人が起きている時間帯が多く、火災発生時にはいち早く避難ができるため、任意設置としています。
しかし、台所からの出火も多いことから取り付けることをおすすめします。

また、寝室が2階にある場合などでは、階段室にも設置することとされています。
これは、階段室が火災による煙の集まりやすい場所であるとともに、2階などで就寝している方にとっては、ほとんどの場合唯一の避難経路となるからです。

Q　いろいろな種類があるけど、どれを取り付けたらいいの？

A　代表的なものを紹介します。

＜煙式（光電式）＞　寝室・階段など

煙が住宅用火災警報器に入ると音や音声で火災の発生を知らせます。
※消防法令で寝室や階段室に設置が義務付けられているのは煙式です。

＜熱式（定温式）＞　台所など

住宅用火災警報器の周辺温度が一定の温度に達すると音や音声で火災の発生を知らせます。
※台所などで大量の煙や湯気が対流する場所などに適しています。

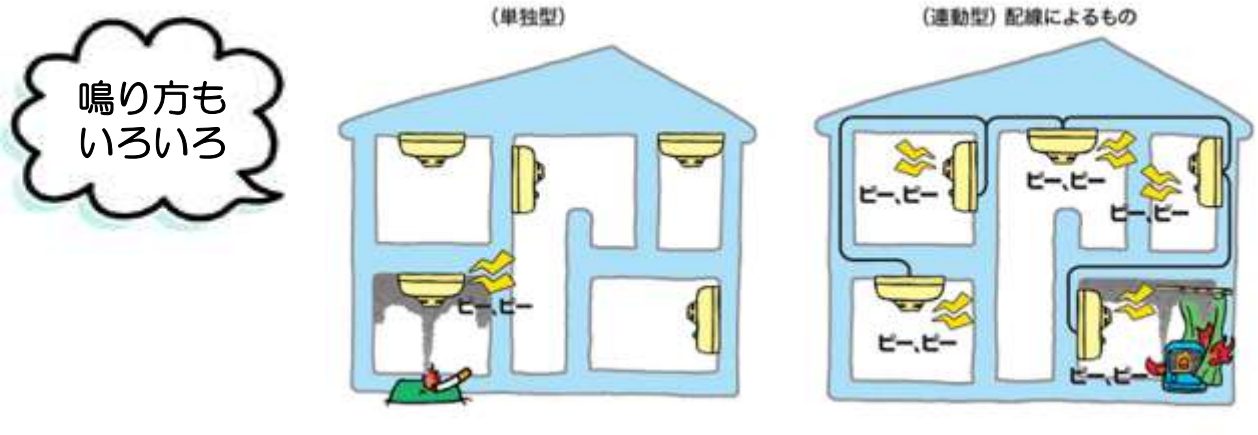

＜単独型＞
火災を感知した住宅用火災警報器だけが警報を発します。

＜連動型＞
火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、連動設定を行っているすべての住宅用火災警報器が火災信号を受け警報を発します。

なお、連動型には、配線によるものと無線式のものがあります。

＜補助警報装置＞
高齢者の方、目や耳の不自由な方には、音や光の出る補助警報装置をおすすめします。

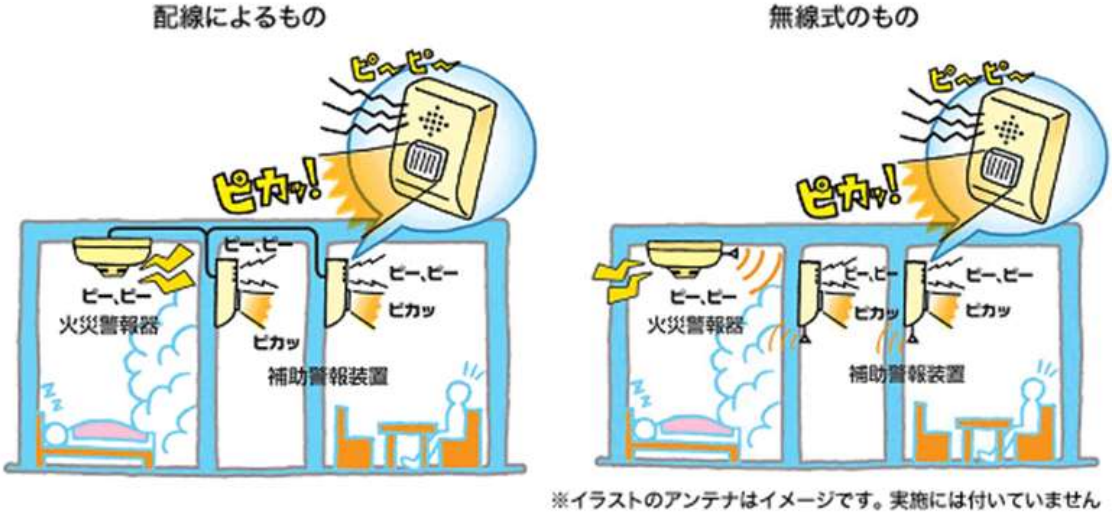

警報器は、天井に設置するタイプと、壁掛けタイプがあります。
電源についても、電池を使うタイプや、家庭用電源を使いコンセントへ差し込むタイプがあります。

Q　どのくらいの効果があるの？

A　総務省消防庁において、実際の住宅火災における被害状況を分析したところ、住宅用火災警報器が設置されている場合は、設置されていない場合に比べて、被害状況が概ね半減した結果が公表されています。

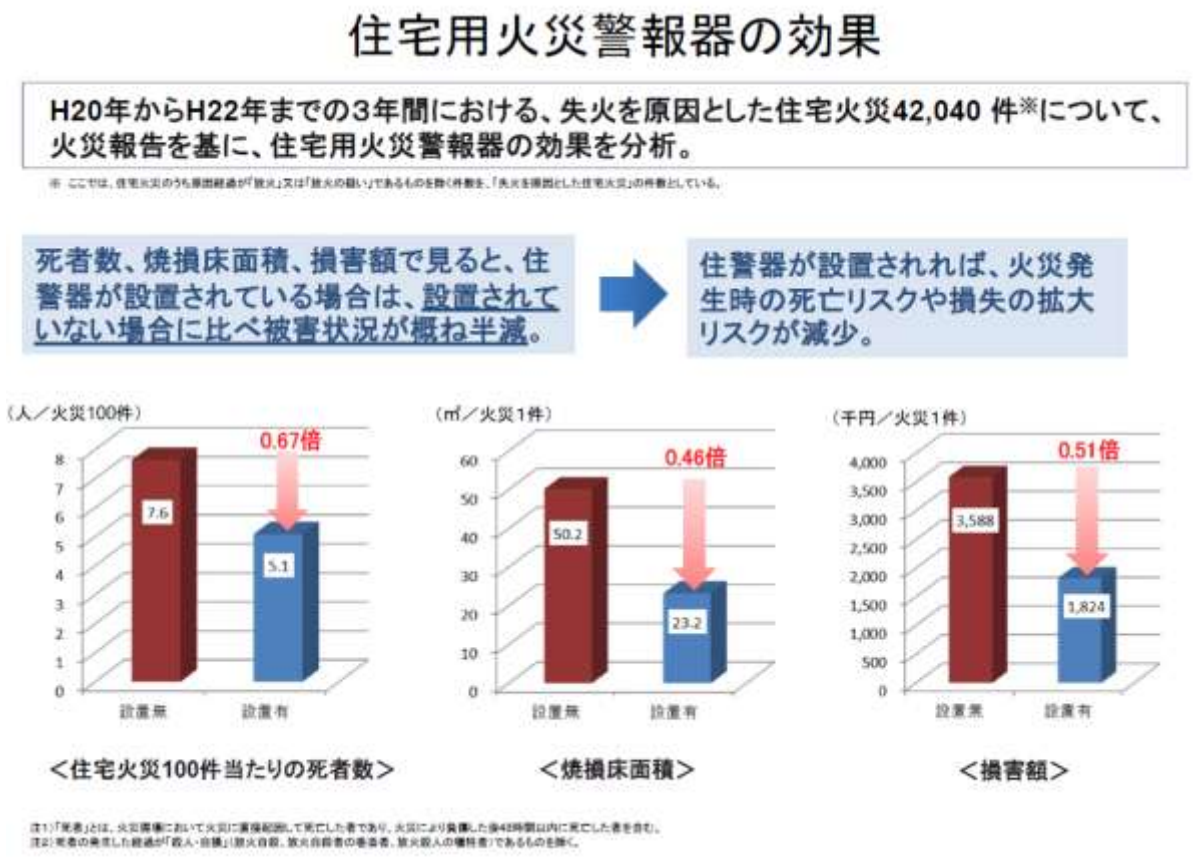

また、日本に先立って義務化を進めた米国では、1970年代後半には火災によって約6,000人の死者が発生していましたが、住宅用火災警報器の普及率の上昇に伴って死者数が減少し、普及率が90%を超えた近年では死者数がピーク時から半減（3，000人弱）という効果が現れています。

☆山口県においても、住宅用火災警報器をの奏功事例が多数報告されています。

＜山口県内の奏功事例＞

※最下部に掲載※

Q　どの程度で鳴るの？

A　条件によって異なりますが、天井がうっすら煙でおおわれた状態になると作動します。

たばこの煙では、よほどの多人数が狭い部屋で長時間吸い続けるような場合を除いて、ほとんど作動することはありません。

また、燻煙式の殺虫剤を使用したら作動してしまいます。取付板から外したり、取り付けた状態でビニール袋を警報器全体に被せたりして、誤作動を防ぎましょう。その際は、高所での作業になりますので、足場などに気をつけて作業してください。

＜もし、作動して（鳴って）しまったら？＞

たばこや燻煙剤の煙が無くなれば自然に止まります。ご近所などに消防署に通報されないよう知らせてください。

Q　メンテナンスはどうしたらいいの？

A　住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器がきちんと働くよう、日頃から点検とお手入れをしておきましょう。

＜住宅用火災警報器がよごれていたら＞

住宅用火災警報器にホコリなどが付くと、火災を感知しにくくなります。
最低限、1年に1回は、乾いた布でふき取りましょう。

＜定期的に作動点検をしましょう＞

住宅用火災警報器本体から下がっている引きひもを引く、あるいは
ボタンを押すなどにより、最低限、1年に1回は、作動点検をしましょう。
なお、メーカーや機種によって点検方法が異なることがありますので、取扱説明書を確認してから点検してください。

＜電池交換を忘れずに＞

住宅用火災警報器は、電池が切れそうになった時は、音や光で知らせてくれる機能を有しています。忘れず、電池交換を行いましょう。
※電池寿命はメーカー、機種によって異なります。詳しくは取扱説明書を確認してください。
なお、最新機種の多くは、電池寿命が10年（通常の使用状態）です。
※住宅用火災警報器本体も、センサー等の寿命により交換が必要になる場合がありますので、10年を目安にしてください。詳しくは取扱説明書を確認してください。

Q　その他の防火対策は必要ないの？

A　毎年、春（3/1～3/7）と秋(11/9～11/15)に実施される火災予防運動に併せて、住宅火災による死者の発生防止対策の広報を行っています。

＜住宅防火　いのちを守る　7つのポイント＞

－3つの習慣・4つの対策－

◆ 寝たばこは
絶対やめる

◆ ストーブは燃えやすいものから
離れた位置で使用する

◆ ガスこんろなどの
そばを離れるときは
必ず火を消す

◆ 火災を小さいうちに
消すために
住宅用消火器
などを設置する

◆ 逃げ遅れを防ぐために
住宅用
火災警報器
を設置する

◆ 寝具、衣類及びカーテンからの
火災を防ぐために、

防炎製品を使用する

◆ お年寄りや身体の不自由な人を
守るために
隣近所の
協力体制
をつくる

火災予防運動の期間中には各地域で様々なイベントや説明会等を行い
住宅防火対策に関する知識等の普及を推進しています

その他、住宅用火災警報器について、ご不明な点やご質問がある方は、消防本部予防課までお問い合わせください。

また、高齢などの理由で住宅用火災警報器を設置することが難しい方についても、ご相談を承っております。

お問い合わせ窓口

光地区消防組合消防本部　予防課
0833−74−5602

年　月	発生時間	場　所	概　　要	焼損程度	設置経緯
平成23年1月	11時20分頃	下関市	木造２階建て共同住宅の住人が、ガステーブルに鍋をかけているのを忘れてその場を離れたため、空焚き状態となった。 台所隣室の寝室に設置していた住宅用火災警報器が作動し、その音に気づいた家人がコンロの火を消し、火災には至らなかったもの。	非火災	平成１８年頃設置したもの
平成23年1月	2時58分頃	下関市	木造２階建ての住人が、２階で就寝中に階段に設置している住宅用火災警報器の鳴動音により、１階寝室での寝たばこにより発生した火災に気づき、初期消火を実施し、消火に成功したもの。 １階寝室に就寝していた家人２名は、熱傷を負ったものの一命をとりとめた。	部分焼	販売店で購入して設置したもの
平成23年2月	14時20分頃	防府市	５階建て共同住宅の住人が、ガスコンロに鍋をかけたまま外出したため、鍋の中身が焦げたもの。 隣戸の住人が、住宅用火災警報器の警報音に気づき、ベランダ越しに煙を視認、付近にいた者に消防への通報を依頼し、玄関は施錠され侵入できなかったため、外から様子を伺いながら、消防隊の到着を待った。	非火災	市営住宅のため、市が設置したもの
平成23年2月	11時30分頃	山口市	帰宅した木造２階建ての住人が、駐車場で住宅用火災警報器の音に気付き、家の中を確認したところ、２階の居間及び台所に煙が充満しているのを発見、すぐに調理用ボールで水をかけ、初期消火に成功した。	ぼや	新築時（平成１８年１２月）設置したもの
平成23年3月	1時30分頃	山口市	木造２階建ての住人が、就寝中、電気ストーブに布団が接触し出火、住宅用火災警報器が作動した。 すぐに布団をベランダに出し、家族に知らせるとともに、初期消火を実施して延焼を食い止めたもの。	ぼや	販売店で購入して設置したもの
平成23年3月	12時20分頃	長門市	木造２階建て共同住宅の住人が、コンロに鍋をかけたまま電話をしていたところ、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動した。 その音に気づいた当人がコンロの火を消して、火災には至らなかったもの。	非火災	市社会福祉協議会を通じて購入・設置したもの
平成23年3月	16時50分頃	萩市	木造２階建て納屋兼住宅から火災が発生、隣接する一般住宅に居住している小学生の兄弟が住宅用火災警報器の鳴動音に気づき、入浴している祖母に知らせ、３名とも無事に避難できたもの。	全焼	販売店から購入して設置したもの
平成23年5月	0時50分頃	宇部市	木造２階建ての住人が就寝中、住宅用火災警報器の鳴動音で目を覚ました。 布団が燃えていたため、台所の洗い桶に水を入れて消火し、布団と畳をわずかに焼損するに止まった。 原因は、家人が石油ストーブの灯油を撒き、放火したものと判明した。	ぼや	不明
平成23年5月	16時37分頃	防府市	木造２階建ての住人が、ガスコンロにかけていた鍋を忘れて外出したため、台所に設置していた住宅用火災警報器が鳴動した。 その音に気づいた隣家の住人が換気扇から出ていた煙を見て火災と思い１１９番通報したもの。通報者が、建物内に入り、コンロのスイッチを切り、火災には至らなかったもの。	非火災	ガス会社のリースが設置したもの
平成23年5月	9時10分頃	下関市	６階建て共同住宅の住人が、ガスコンロにやかんをかけたまま外出したため、空焚き状態となり、居室に設置していた住宅用火災警報器が鳴動した。 その音に気づいた隣家の住人が１１９番通報したもの。 現場に到着した消防隊がバルコニーから進入し、コンロのスイッチを切り、火災には至らなかったもの。	非火災	建物管理者が設置したもの
平成23年6月	9時53分頃	下関市	木造平屋建ての住人が、ガスコンロに鍋をかけたまま外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動した。 住宅用火災警報器設置促進のため付近住宅を訪問中の消防職員が鳴動音と煙に気付き、施錠されていなかった勝手口から住宅に進入し、コンロのスイッチを切り、火災には至らなかったもの。	非火災	住人が販売店で購入し、設置したもの

年　月	発生時間	場　所	概　　要	焼損程度	設置経緯
平成22年2月	20時03分頃	宇部市	木造２階建て長屋１階の住人が、ガステーブルにかけていた鍋に点火後、消し忘れて外出した。隣室の住人が住宅用火災警報器の音に気付き、ガステーブルの火を消した。	非火災	管理会社が設置したもの
平成22年3月	19時40分頃	萩市	木造平屋建ての住人が、ガスコンロにかけていた鍋を忘れたもの。近所の住民が住宅用火災警報器の音に気付き、１１９番通報したもの。通報後、所有者が帰宅し、初期消火を行うも台所の一部を焼損したもの。	ぼや	所有者がリースで設置したもの
平成22年4月	9時42分頃	山陽小野田市	県営住宅１階の住人が、ガスコンロを消し忘れて外出した。 近隣の住人が住宅用火災警報器の音に気づき、消防へ通報、火災に至らなかったもの。	非火災	県営住宅のため、県が設置したもの
平成22年4月	19時35分頃	下関市	４階建て市営住宅の住人が、ガスコンロにかけていた鍋を忘れて外出した。 住宅用火災警報器が作動し、その音と煙に気付いた近隣住民が消防へ通報したもの。	非火災	市営住宅のため、市が設置したもの
平成22年5月	20時20分頃	山口市	木造平屋建ての住人が、コンロに鍋をかけたまま放置したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が発生した煙を感知し鳴動したもの。その音に気付いた家人がコンロのスイッチを切り出火には至らなかったもの。	非火災	自治会の斡旋により設置したもの
平成22年5月	10時30分頃	山陽小野田市	木造２階建ての住人が、ガスコンロを消し忘れ外出。鍋の炭化した内容物の煙により住宅用火災警報器が発報、帰宅した家人が警報音に気付き、コンロのスイッチを切り火災には至らなかったもの。	非火災	販売店から購入して設置したもの
平成22年6月	18時32分頃	下関市	11階建て共同住宅の住人が、ガスコンロに鍋をかけたまま外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。その音に気付いた隣の住民が、ベランダの仕切り板を破壊して進入し、コンロのつまみを閉にした後、１１９番通報したもの。	非火災	建物管理者が設置したもの
平成22年11月	17時46分頃	山口市	一般住宅の住人が、台所のコンロに鍋をかけたままテレビを見ていたところ、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。その音に気付いた家人が、コンロのスイッチを切り出火に至らなかったもの。	非火災	販売店から購入して設置したもの
平成22年11月	20時16分頃	岩国市	木造平屋建ての住人が、台所のコンロに鍋をかけたまま外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が発生した煙を感知し鳴動したもの。その音に気付いた隣の住人が、屋外のプロパンガスのバルブを閉じ、警察に通報、消防への出動要請があったが、火災には至らなかったもの。	非火災	町営住宅等に、町が貸与しているもの
平成22年11月	23時50分頃	宇部市	３階建て共同住宅の住人が、ガステーブルに鍋をかけたままを外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。付近住民が警報音に気づき、消防に通報したもの。	非火災	所有者が設置したもの
平成22年12月	6時00分頃	萩市	木造２階建ての住人が、就寝中、消し忘れていた電気ストーブに布団を接触させ、焼け焦げて発生した煙に住宅用火災警報器が作動した。 警報音で目を覚ました居住者により初期消火が行われ、焼損物は、寝具のみで、ぼや火災でおさまったもの。	ぼや	地域での共同購入により設置したもの

年　月	発生時間	場　所	概　　要	焼損程度	設置経緯
平成22年2月	20時03分頃	宇部市	木造２階建て長屋１階の住人が、ガステーブルにかけていた鍋に点火後、消し忘れて外出した。隣室の住人が住宅用火災警報器の音に気付き、ガステーブルの火を消した。	非火災	管理会社が設置したもの
平成22年3月	19時40分頃	萩市	木造平屋建ての住人が、ガスコンロにかけていた鍋を忘れたもの。近所の住民が住宅用火災警報器の音に気付き、１１９番通報したもの。通報後、所有者が帰宅し、初期消火を行うも台所の一部を焼損したもの。	ぼや	所有者がリースで設置したもの
平成22年4月	9時42分頃	山陽小野田市	県営住宅１階の住人が、ガスコンロを消し忘れて外出した。 近隣の住人が住宅用火災警報器の音に気づき、消防へ通報、火災に至らなかったもの。	非火災	県営住宅のため、県が設置したもの
平成22年4月	19時35分頃	下関市	４階建て市営住宅の住人が、ガスコンロにかけていた鍋を忘れて外出した。 住宅用火災警報器が作動し、その音と煙に気付いた近隣住民が消防へ通報したもの。	非火災	市営住宅のため、市が設置したもの
平成22年5月	20時20分頃	山口市	木造平屋建ての住人が、コンロに鍋をかけたまま放置したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が発生した煙を感知し鳴動したもの。その音に気付いた家人がコンロのスイッチを切り出火には至らなかったもの。	非火災	自治会の斡旋により設置したもの
平成22年5月	10時30分頃	山陽小野田市	木造２階建ての住人が、ガスコンロを消し忘れ外出。鍋の炭化した内容物の煙により住宅用火災警報器が発報、帰宅した家人が警報音に気付き、コンロのスイッチを切り火災には至らなかったもの。	非火災	販売店から購入して設置したもの
平成22年6月	18時32分頃	下関市	11階建て共同住宅の住人が、ガスコンロに鍋をかけたまま外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。その音に気付いた隣の住民が、ベランダの仕切り板を破壊して進入し、コンロのつまみを閉にした後、１１９番通報したもの。	非火災	建物管理者が設置したもの
平成22年11月	17時46分頃	山口市	一般住宅の住人が、台所のコンロに鍋をかけたままテレビを見ていたところ、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。その音に気付いた家人が、コンロのスイッチを切り出火に至らなかったもの。	非火災	販売店から購入して設置したもの
平成22年11月	20時16分頃	岩国市	木造平屋建ての住人が、台所のコンロに鍋をかけたまま外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が発生した煙を感知し鳴動したもの。その音に気付いた隣の住人が、屋外のプロパンガスのバルブを閉じ、警察に通報、消防への出動要請があったが、火災には至らなかったもの。	非火災	町営住宅等に、町が貸与しているもの
平成22年11月	23時50分頃	宇部市	３階建て共同住宅の住人が、ガステーブルに鍋をかけたままを外出したため、空焚き状態となり、住宅用火災警報器が鳴動したもの。付近住民が警報音に気づき、消防に通報したもの。	非火災	所有者が設置したもの
平成22年12月	6時00分頃	萩市	木造２階建ての住人が、就寝中、消し忘れていた電気ストーブに布団を接触させ、焼け焦げて発生した煙に住宅用火災警報器が作動した。 警報音で目を覚ました居住者により初期消火が行われ、焼損物は、寝具のみで、ぼや火災でおさまったもの。	ぼや	地域での共同購入により設置したもの